

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）議事録

■日時 令和元年6月19日（水）午後3時30分～午後4時20分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、小堀委員、寺島委員、森川委員

■議事内容

審議

「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、騒音・振動、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場及び景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第3回）

速 記 録

令和元年6月19日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後 3 時 30 分 開会)

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そしてお暑い中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、6名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

本日はペーパーレス会議で進めさせていただきたいと存じます。本日の審議資料をお手元のタブレット端末にてご覧いただきますので、御協力のほど何とぞよろしくお願いいたします。

図書につきましては、机上に御用意させていただいておりますものをご覧いただければと存じます。

なお、本日のこの資料については後日、委員の先生方にメールで送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○齋藤第一部長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の部会はペーパーレス会議となります。委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、会議次第にありますように、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、その他となっております。

○齋藤第一部長 それでは「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。事務局から説明をお願いい

たします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。資料の3ページをご覧くださいと思います。「第一部会 審議資料 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について」、事業名称としては、「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」です。

選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの14項目となります。項目についての意見がございます。後ほど説明をさせていただきます。

続いて、選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質の3項目です。こちらについての意見はございませんでした。

4ページに進みたいと思います。都民の意見及び周知地域区長の意見ですけれども、別紙のとおりとなりまして、5ページとなります。意見書の件数は、都民からの意見書は72件、周知地域区長からの意見は港区、新宿区、渋谷区長の3件、合計で75件となります。

都民からの主な意見ですが、意見については評価項目の視点で分類し、要約資料で示させていただきます。比較的数量が多かった代表的なものを紹介したいと思います。

では、今表示のページの(2)騒音・振動の1つ目、新球場がいちよう並木付近まで建つと、計画地東側の団地までの距離は100m足らずとなり、住民は騒音やナイター照明の明かりに悩まされ、生活が脅かされる。

2つ目、コンサートがある時には、玄関を少し開けるだけで身体に強い圧を感じるほど爆音が酷い。新たな開発により野球場が目と鼻の先になることで、このようなことが一年中続くのかと思うと不安であるという意見です。

続いて、(3)生物・生態系、自然との触れ合い活動の場です。この1つ目、いちよう並木の伐採に反対。長年育った緑を切るのは絶対反対だという意見です。

ページをめくらせていただきます。続いて、こちらの最初の1つ目のポツですが、利用者の往来により地面が踏み固められ、イチヨウの生育不良が予測される。また、施設の建設工事に伴い、イチヨウの根切れも心配され、将来的には生育にも悪影響を及ぼしかねない。自然の大切さをこの先の未来の人々へ引き継がれていくことができるよう再考を願う。

2つ目のポツになります。いちよう並木の裏側に「並木東棟」が設置され、樹木・植栽が伐採されてしまうことになる。生物多様性が言われるこの時に、貴重な植物が伐採され、歴

史的文化的価値のある樹木が伐採されることになれば、取り返しのつかないことになる。

続いて、「レストラン」というところで始まるものです。レストランやオープンカフェなどを建てると、いちよう並木の特徴を変えるばかりか、イチョウの木の根を守ることができず、将来、いちよう並木が消滅する恐れがある。

もう1つ御紹介させていただきます。樹木の伐採について、具体的な樹齢、種類などを明らかにして何本伐採されるのか、計画書では明確ではない。誰もがわかりやすい調査と報告を行うことを望むという意見がございました。

続いて、(4)日影に移りたいと思います。

最初の1つ目、新設される野球場がいちよう並木に接近しすぎている。球場の建物だけではなくスコアボードや外野フェンスにより日照不足や空気の流れも悪くなり、いずれイチョウが枯れる恐れもある。

続いて、(5)風環境です。1つ目、いちよう並木の西北端に計画されているホテルは高さ30mで、いちよう並木より高く、しかも屏風状に建てられるため風通しを阻害する。

その下の2つ目。190m、185mの超高層ビルが建つと、ビル風が心配される。現在でも青山通りは風の影響を受ける場所であり、少しでも風の強い時はまともに歩けない。190mの建替えにより風の影響がさらに大きくなる。青山小学校の通学路でもあり、安心して歩ける場所ではなくなってしまう。

続いて、(6)景観の項目を紹介します。1つ目、いちよう並木や緑の景観を残してほしい。並木周辺の緑豊かで静かな日本の代表的な景観が失われてしまうと大変な損失である。一度壊された自然は二度と戻ってこない。芝生を敷けばよいという問題ではないと思う。

続いて、次のページの上から2つ目のものを紹介します。いちよう並木は絵画館前にまっすぐに伸び美しく凛々しい景観を見せており、その姿を保つには周りの緑地帯が大きな役割を果たしている。その緑地をきれいに整備された人工庭に変える必要があるのかというもの。

それから、下から2番目、いちよう並木の景観について、予測の方法をより精緻なものにするなど、眺望と圧迫感の観点から、より丁寧な調査、予測及び評価を行い、必要な措置を講じてほしいというものです。

続いて(7)温室効果ガスです。1つ目、神宮外苑の緑豊かな森は、美しい景観とともに温暖化阻止の役割も果たしているため守ってほしいというものです。

この後、(8)は事業計画のもので省略させていただきたいと思います。

続いて、周知地域区長からの意見を御紹介させていただきます。

最初に港区長の全般的事項です。(1)環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。

(2)対象事業を進めるに当たっては、今後、区のまちづくり関係部署と十分に協議をするとともに、計画地周辺の住民及び関係者への丁寧な情報提供に努めてください。

(3)計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し、真摯に対応してください。

この後、事業に関わるものにつきましては飛ばさせていただきます、評価項目に関わるものを紹介させていただきます。風環境についてです。(1)ビル風対策について、予測地点等の設定においては、港区ビル風対策要綱に基づき、事前に協議してください。

(2)本事業の配置計画では、事務所棟、複合棟Aの190m級の建物が隣接し、その傍らに球場が設置されるという、これまでに類を見ないものとなっていることから、ビル風等の低減策についても従前にとらわれない新しい考え方など、十分な効果を発揮する対策等を検討してくださいというものです。

続いて、景観です。(1)本事業計画位置の大部分が明治神宮内外苑付近の風致地区に位置しておりますが、調査計画書138ページの表8.2-37⑥には、東京都風致地区条例が含まれておりませんので、これも含めて、調査を行ってください。

(2)神宮外苑いちょう並木周辺については、港区景観計画における景観形成特別地区に定められており、地区を代表する景観の名所の1つとして、区民のみならず、多くの方々が集い、憩う場所となっています。対象事業を進めるに当たっては、区の景観関係部署と十分に協議するとともに、神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区における景観形成の方針や景観形成基準等を遵守してくださいというものです。

続いて、新宿区長からの意見となります。全般的事項としましては、工事予定期間が長期にわたることから、周辺地域への環境影響を最小限に止め、周辺環境との調和を図り、適切な審査及び評価・検討が行われるよう要望する。

また、計画地は明治神宮内外苑付近風致地区内であるため、建築物等の建築に当たっては許可が必要となるというものです。

その他、評価項目に関わるものについて紹介します。

大気汚染及び騒音・振動について。工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を

行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。

土壌汚染。計画地が過去に軍用地（練兵場）であったことから、十分な調査を行い、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう留意されたい。

廃棄物。解体工事にあたりアスベスト等の特別管理廃棄物が確認された場合、関係法令に基づき適切に処分を行うように徹底されたい。

景観。計画地は、明治神宮内外苑付近風致地区内に位置しており、風格ある景観を形成している。そのため、圧迫感の調査地点については、近景域への影響を検証するため、適切に追加選定するとともに、眺望の調査地点においても外濠周辺地区及び新宿御苑からの眺望への影響を検証するため適切に追加選定されたい。また、計画地の現況は豊かなみどりに囲まれたまちなみであることを踏まえ、計画においてもより良好な景観形成がなされることを要望するというものです。

その他については省略させていただきます。

最後に渋谷区長です。大気汚染について、工事用車両の走行並びに、工事完了後における関連車両の走行に伴う排出ガスによる大気質への影響を最小限にするよう都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で定める、アイドリング・ストップの遵守を徹底すること。

騒音・振動について、工事施工中の工事用車両の具体的な走行経路については、今後の協議によるものと考えられるが、環境影響の予測・評価に当たっては、想定される走行経路や走行台数等を踏まえ、適切な調査地点等を設定し、実施することというものでございます。

それでは、3 ページに戻りたいと思います。選定しました影響評価項目について、担当項目の委員から意見を頂戴してございます。

最初に、騒音・振動についてです。施設の供用に伴う騒音について、調査地点及び予測地点が不明確であることから、施設や計画地周辺の状況を十分に把握し得る地点を適切に選定するとともに、選定根拠を明らかにした上で予測・評価することということです。これについて補足させていただきたいと思います。

こちらの緑色の「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」の環境影響評価調査計画書の117 ページをお開きいただきたいと思います。116 ページから騒音・振動の調査に係る説明になってございますが、117 ページ、表 8.2-7 現地調査の調査方法でございます。この一番左に調査事項①騒音・振動の状況とありまして、3 つ目のポツに施設騒音とございます。左から 2 つ目の欄の調査範囲・地点の一番下のなお書きのところをご覧くださいなのですが、「施設騒音については、秩父宮ラグビー場及び神宮球場の騒音の状況を勘案し、適切な地点

とする。」という内容になってございます。

1枚おめくりいただきまして、119ページをご覧いただきたいと思います。こちらは予測及び評価の方法でございますが、表8.2-8の一番下、工事の完了後、施設の供用に伴う騒音をご覧いただきと思います。ここの左から3つ目の欄の予測地域、予測地点ですけれども、「騒音発生の状況を勘案し適切な地点とする。」という記述になっております。この記述から、調査計画書では、これからアセスを実施するための調査方法、調査地点、予測方法等を定めるとしてありますけれども、118ページには騒音・振動調査地点ということで、明確に、どの場所で測りますよという形が定められておりますが、施設についてはまだ定められていないところがございます。現段階において事業者側はどの地点で調査・予測をすれば周辺環境への影響を示すのに効果的か、決めかねているということが推察されまして、調査計画の記述としては十分でないと判断されます。また、都民の意見としましても、近隣住民から施設の騒音についての不安の意見が寄せられているということがございますので、評価書案の段階では評価に当たって適切な地点を選定することを求めるということで意見をつけるものです。

続きまして、またお手元のタブレットのほうにお戻りいただきたいのですが、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通でございます。本事業では、いちよう並木のビスタ景を保全し、既存の緑を生かし、新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとしております。これらを勘案し、既存樹木の取扱方針を踏まえた緑化計画を作成するとともに、いちよう並木及び並木東側の植栽樹群等について樹木の保全計画を示し、本事業が神宮外苑の豊かな自然環境に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価をすることという意見をつけております。

こちらの補足なのですが、また調査計画書の6ページをご覧いただきたいと思います。事業の基本方針が定められているところですが、ここの(1)の3)緑豊かな賑わい・交流エリアにおいて、「神宮外苑いちよう並木沿道は、聖徳記念絵画館を望む神宮外苑いちよう並木のビスタ景を保全しながら」と、そのような記述がございます。また、一番下の(3)更なる緑・広場の整備によるパブリックスペースの拡充というところですが、こちらの記載の中にも、「既存の緑を生かし」という記載がございます。

またさらに、15ページをご覧いただきたいと思います。15ページの(9)緑化計画ですけれども、ここの2つ目のセンテンス、「緑化に際しては、新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとともに、」その後「また、芝生や高木等、

歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進する。」という記載がございます。

このような形で方針が示されているということと、さらに、調査につきまして御紹介したいと思います。128 ページまでお進みください。生物・生態系の調査のところになるのですが、下の表 8.2-22 調査方法（現地調査）を見ていただきますと、①陸上植物の状況として、植物相、植生、樹木の活力度を調査するとしてございます。また、お隣の 129 ページですが、表 8.2-23 予測及び評価の方法というところを見ますと、植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度、またその後に緑の量等もありますが、事業計画と現地調査の結果を重ね合わせて予測評価するとしてございます。今そのような計画になっております。

このようなことから、いちよう並木は保全し、その他の既存樹木も可能な限り残す計画となると推察されますけれども、現時点では事業計画でどのように緑化を推進するのか、植物相、植生、樹木の活性度調査などの現地調査の結果をどのように生かしていくかということについてはまだ明らかになっていないところがございます。また、都民や周辺区長から、いちよう並木や並木棟東側の植栽樹群について保全を望む意見が多数寄せられています。このようなことを踏まえまして、計画書案の段階では予測評価に当たり、既存樹木をどの程度維持するのか、また工事完了後に既存樹木も含めた植栽樹群をどのように保全していくかを明らかにすることを求めるために意見を付せるというものでございます。

それではまた、こちらのモニターの表示、3 つ目、景観についての意見について説明します。本事業では神宮外苑いちよう並木の象徴性を生かしつつ、にぎわいをもたらす都市機能の導入を図ることとしていることから、新たに建設される商業施設、宿泊施設等がいちよう並木の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるように適切に予測・評価をすることというふうに意見を付けてございます。

こちらについての補足なのですが、調査計画書の 140 ページをお開きいただきたいと存じます。140 ページに図 8.2-5 景観調査地点（代表的な眺望地点の調査）ということで挙げております。近景域、中景域、遠景域で、合計 11 地点の眺望地点を選定しており、地点数やその位置には問題ないと考えられます。

141 ページをご覧くださいと思います。こちらに圧迫感の調査の景観調査地点を示しております。圧迫感は 5 地点を選定しており、地点数やその位置には問題がないと考えられます。

以上から、評価書案の段階では適切に予測評価されると考えられますが、都民及び周辺地

域区長からいちょう並木の景観の保全を求める声が多く寄せられているということから、いちょう並木の景観の変化の程度をモニタージュ写真で明らかにした上で、適切に予測・評価することを求める意見を付けるものでございます。

説明については以上となります。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

大変数多くの意見をいただいている、今、それに基づきまして、また項目の担当の委員のほうからいろいろな意見が出ているようです。

それでは、ただいまの御説明に関しまして項目を担当されている委員から補足をお願いしたいと思いますが、まずは騒音・振動についてお話を伺いたいと思いますが、本日は高橋委員が欠席されております。意見のほうは事務局のとおりと伺っておりますが、その他、高橋委員からコメントなどは届いておりますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料の意見以外にもコメントをいただいておりますので、コメントを述べさせていただきます。

調査地点や予測については、近隣にラグビー場や野球場の高さに該当する住居等があれば一般的な路上の地点に加えてラグビー場や野球場のスタンドの高さと同等、またはそれ以上の高さの地点も選定しておくというコメントをいただいております。

もう1つございまして、新しく建設される宿泊施設や商業施設ではそれなりの数の空調設備が稼働するものと推察されると。近隣の住居まで十分な距離がない場合、昼間は交通騒音が大きいため問題にならないと思いますが、夜間の空調設備騒音を検討対象にしておくのがよいのではないかとコメントをいただいております。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきましたが、騒音・振動について何か皆様から御意見などございますか。特にはよろしいでしょうか。

○森川委員 施設の供用後の騒音についての御懸念が結構あったなと思っていて、評価をするのにイベントの日、を1日調査するというふうに書いてあったと思いますが、このイベントの選定も結構重要ではないかと思っているのですが、いろいろなイベントがあると思うのですが、大きい、小さいがあると思うのですよね。なので、なるべく最大なイベントみたいなものを選んでいただいたほうがいいのかと思うのですが、それについては何か。

○宮田アセスメント担当課長 まさに御指摘の、いろいろな、野球、ラグビー、コンサートなどいろいろなものがございまして、そういった騒音について適切な地点などを今苦慮さ

れているところがありますので、その辺を評価書案の段階ではしっかりとやっってくださいという意見を付けさせていただくことになっております。

○齋藤第一部長 森川委員、よろしいでしょうか。

○森川委員 ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ほかに何かございますか。

私が申し上げていいのかわかりませんが、先ほどの説明だと、施設については今も決めかねているという言い方をされていたと思うのですが、それを決めるために今後どうされようとしているのか、決めかねていて、時間があれば決められますという話なのか、何を根拠に決めようとしているのか、そこら辺、事業者の見解みたいなものはあるのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 評価書をつくるに当たっては、今回ラグビー場、野球場、またそこで行われるコンサートなど、騒音はかなり大きくなるものが想定されるので、そういったものをピックアップして、しっかりと調査をしていくと聞いております。

○齋藤第一部長 先ほど調査地点を決めかねているという話だったと思うのですが、それはこれから時間があればしっかりと決められますという話なのですか。時間が足りなかったという意味なのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今後、ラグビー場、野球場、それに起因しますさまざまなイベント等による騒音ですので、騒音の対象となる施設、そこで行われる騒音になるものを踏まえまして予測地点をしっかりと決めて、予測し評価を行っていくと。それを、評価書の段階では、まだ今の段階で明確にされていないので、それはしっかりとやっってくださいという意見をこの段階でつけて、しっかりとした予測評価をしていくと考えております。

○齋藤第一部長 わかりました。そこら辺は本当は、事前に事業の計画が明確であれば、それに対してどういうことがあるのかという最大限のことを考慮して地区を決めるというか、調査地点を決めていく、プラス、専門の先生に意見を聞いて、それが正しいのかどうかを確認すると思うのですよね。この時点で決まっていないというのは、私は理解しかねるのですが、今の御説明でおおむね了解しました。

ほかに御意見がなければ、騒音・振動についてはこれで閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、もう1点、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通を担当されている

小堀委員から何か補足がございましたらお願いします。

○小堀委員 先ほど事務局から説明もあったかと思いますが、いちよう並木に関するコメントが、都民も周辺区長さんからも多かったと思います。これをどうするかという非常に具体的なことが示されていないことが皆さんの大きな不安をさらに増幅しているという印象を持っていますので、これをどうするかということをもう少し具体的に書いていただきたいと思っています。将来こういうようにするという具体的なプランと、それに対する影響評価ですね。それをしていただくと、実際にはいちよう並木は手をつけないということのようですので、そこら辺も踏まえてわかりやすい説明が必要かなと思っています。

もう1つは質問なのですが、並木の東棟というのが地上2階ということで、商業と書いてありますが、これはそれぞれ建物が、7棟建つということで、商業というのはお店ができるのですか。どういう用途になるのか。

○宮田アセスメント担当課長 調査計画書の8ページに配置計画図がありまして、いちよう並木の東側に並木東棟というものが、この絵を見る限り6棟ございます。1つ前のページに戻っていただきますと、表4.2-1 計画建築物の概要というものがありまして、この一番右のほうに並木東棟と書いてありまして、延床面積は4,000㎡、主要用途は商業等となっております。あとの記載の中に緑の中にオープンカフェ等をつくるという形が書かれていますので、商業施設といっても、カフェとかそういうような商業施設のほうを今のところ計画されているのかなというのが、現時点でわかる範囲でございます。

○小堀委員 そこら辺も並木にかなり隣接していますので、具体的にどういうものを用途にいうのも明確にさせていただくのがいいかなと思っています。

それから、いちよう並木が残っても樹木の活力が低下するのではないかと、そういう意見も、不安としてのコメントも多かったと思うのですが、具体的にそれに対する対策はどのようにするのかということも明確に書いていただけるといいかなと思うのですね。例えば浸透性のかなり大きな樹木で、大部分の東京の樹木は植えてあるところだけ土があって、ほかは全部コンクリートになっているという、これは浸透する雨の量も少ないですし、それから、活力を保つため、それからどの程度ここが、これもコメント、意見としてありましたが、踏み固められてというような不安も出ていましたので、そこら辺をどのように維持管理をしていくのか、それからこういう施設ができたことによってどういう悪影響があるのかということも具体的に書いていただいて、そのための保全策としてこういうものが準備されていて、それに対する影響の軽減というのはどの程度なのかということは、皆さんの不安を払拭する

ために必要なことではないかと思っています。

それから緑の量というのは触れられているのですが、具体的に書かれていなくて、芝生というのは緑としては、雨水を浸透するということはあるかもしれませんが、そこら辺も具体的なイメージ、植栽をどうするかという計画を示していただいて、緑の量はどうなるのかというのを示していただくのがいいかなと思っています。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

あと、事務局から何かコメントはございますか。

○宮田アセスメント担当課長 小堀先生から具体的に意見として、既存樹木の取扱方針も踏まえた緑化計画ということで、既存の樹木をどのように生かして、また、事業者のほうでも緑を推進するというような話をしているので、その辺を踏まえた緑化計画を明確にしてくださいというあたりと、つくった後も、しっかりと維持管理していくことが必要だというところは保全計画という形で明確に書いてございますので、その辺を示しながら、今の小堀先生の発言を事業者にお伝えしていきたいと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。小堀先生、よろしいでしょうか。

○小堀委員 はい。

○齋藤第一部長 ただいまの生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通について、ほかの委員から御意見、御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ、こちらの項目のほうも閉じさせていただきます。

3 つ目ですが、景観を担当している玄委員は本日欠席されております。意見は、事務局のとおりと伺っておりますが、その他、玄委員からコメントなど届いておりますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 意見はいただいております。コメントについては特に伺いしてございません。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは特に追加のコメントはないということですが、景観のほうで何か皆様から御意見、御質問等がございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、引き続き総括審議を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 お手元資料 12 ページ、資料 1-2 になります。「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について (案) でございます。

第1 審議経過

本審議会では、平成31年4月19日に「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議の過程は付表のとおりである。

ということで、付表としましては、審議過程として、審議会の諮問、部会での審議、この後の答申の予定ということで示させていただいております。

第2 審議結果ですけれども、これについては先ほどの項目別審議の意見の内容と同じものですので省略させていただきます。

続いて、第3 その他でございます。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○齋藤第一部長 とうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

○寺島委員 史跡・文化財担当で、コメントは事務局のほうに送らせていただいたのですが、私の担当の項目を見ますと、ちゃんと発掘調査はしますと書いてあるので問題はございませんし、都民の意見あるいは区長の意見も何もございませんので、内容的には多分問題はないと思うのですが、どうも、以前からこの計画書に限らず、思っているのですが、文面が「条例による」とか、そういう非常に紋切り型で、ほかの旧書をコピーしてペーストしたみたいな感じで書かれているので、計画書の段階で私が特にお願いしたいのは、史跡・文化財の場合、地域の教育委員会の方とよく打ち合わせをしてやっていただく、そういうことも書いていただくと安心できるかなということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。事務局のほう、何かございますか。

○宮田アセスメント担当課長 その点につきまして、調査計画書では 143 ページの 8.2.11 史跡・文化財の中段、表 8.2-41 調査方法（既存資料調査）というところで、地元の区であります港区教育委員会とか新宿区教育委員会が作成した既存資料で文化財の状況とか埋蔵文化財等について確認するというので、こういった記載は今まで余りなかったところで、ここはしっかりと記載されています。委員の御指摘の点も踏まえまして、確認も、その他、しっかりと地元区にもお伺いして進めるようにということで事業者には申し伝えたいと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

寺島委員、よろしいでしょうか。

○寺島委員 はい。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

ほかにどなたか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○奥委員 この地区は都条例に基づいて風致地区に指定されているということなのですが、この中で特に建物高さ 185m、190m という非常に高層の建物が計画されているということで、東京都との高層建築物の建設についての協議の進捗状況と伺いますか、東京都としてのスタンスはどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

○宮田アセスメント担当課長 まちづくりの部署と事業者で、どういったことをやっているかというところまでは存じ上げないのですけれども、ただ、こちらの地区につきまして、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」という冊子が出されておまして、どのように進めるかということにつきまして、事業者それから都市整備局等と話し合い、方向性を見据えながら進めているようでございます。

ただ、この中で具体的に建物の配置はどういうものかということについては、この中には明確にはなっておりませんので、現段階としてここで予定されている建物等について対外的に示されたのは今回のアセス図書が初めてという形になっております。ただ、風致地区というところもあって、どういう規制があって、それについてどうするかということについて、具体的な協議についてはこちらのほうでは把握はしてございません。

○齋藤第一部長 よろしいでしょうか。

○奥委員 把握されていないということですから、これ以上伺っても仕方がないのでけれども、そういう情報もあわせてぜひ教えていただきたい情報ではありますので、それだけ申し上げます。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようですので、ただいま説明をいただきました内容で次回の総会に報告したいと考えてございます。

本日予定しました審議は終了しましたが、ほかに何か、委員の皆様からございますか。

特にないので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(午後 4 時 20 分 閉会)

(傍聴人退場)